

平成 28 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
-

平成 28 年 11 月 24 日（木曜日）

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成28年11月24日 木曜日

午後1時30分開議

午後3時03分閉議（実時間88分）

○本日の会議に付した案件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
（八代市新庁舎建設設計業務公募型プロポーザル等について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前垣信三君
副委員長	幸村香代子君
委員	亀田英雄君
委員	成松由紀夫君
委員	野崎伸也君
委員	橋本幸一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	山本幸廣君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 友枝和明君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
新庁舎建設課長	谷脇信博君

○記録担当書記

岩崎和平君
松本和美君

（午後1時30分 開会）

○委員長（前垣信三君） 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開催いたしたいと思います。

協議に入ります前に、委員各位の皆さん方に委員長からお断りとおわびを申し上げたいと思います。

本日の議題であります新庁舎建設に係る公募型プロポーザルの告示につきましては、担当課から先月、10月25日に公募を開始したとの報告があり、その日のうちに委員長及び副委員長には御説明をいただきました。本来であれば、委員全員に同様の御報告をすべきではありましたが、委員各位の担当箱への投函の形となりましたことにつきましては、まずおわびを申し上げます。担当課からの説明を受け、近日中に委員会を招集して告示関係書類の説明をいたしたいと思いましたが、オフィスレイアウトにつきましても公募型プロポーザルを実施する旨の説明もあり、オフィスレイアウトの公告が出された後であわせて説明をしたいとのことでありましたので、担当課からの説明時期をお待ちいたしました。結果として本日よりなりましたことを深くおわび申し上げます。委員各位から早急な開催要望が出ておりましたが、委員長の不徳で今日になりましたことを改めておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、審議に入りたいと思います。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

（八代市新庁舎建設設計業務公募型プロポーザル等について）

○委員長（前垣信三君） それでは、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査

を進めます。

本日は、八代市新庁舎建設設計業務公募型プロポーザル等について執行部より説明を求めます。

○財務部長（岩本博文君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部岩本でございます。本日、委員長から、今、説明がございましたとおり、新庁舎建設設計業務委託及びオフィス環境整備支援業務委託についての、今、公募型プロポーザルとして取り組んでいるところでございます。その内容につきまして、担当課の谷脇課長より説明をいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の谷脇です。御説明が遅くなりましたこと、私どものほうからおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、着座にて、今回、10月25日に公募いたしました新庁舎建設設計業務委託及び28日に公募いたしました新庁舎建設に関しますオフィス環境整備支援事業委託のプロポーザルについて公告内容について御報告いたします。

まず、こちらですね、10月25日と書いてございますほうの八代市新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル公告関係書類というほうをお開きください。

まず、1ページ目でございますが、契約といえますか、今回の公募の概要について書いてございます。真ん中付近、（3）でございますけれども、契約締結の日の翌日から平成30年8月10日金曜日までということでの業務委託となります。また、基本設計業務については、平成29年10月31日火曜日までということで記載しております。予算額につきましては、2億2143万円、消費税込みでございます。

2番の参加資格要件でございますが、プロポ

ーザルに参加する者、以下参加者と申しますが、単体企業またはその単体企業を代表する特定設計業務共同企業体、こちらは共同企業体という言い方をします、であること。そして、共同企業体の場合は、その数は2から3社で組んでいただき、構成員の出資比率は10%以上とするというところで整理いたしております。

1ページめくっていただきますと、2ページ目ですね。上のほうですが、片仮名の力と書いてございますが、そこで平成13年4月1日から公告の日までの間に延べ床面積5000平方メートル以上の銀行、本社ビル、庁舎など、または床面積5000平方メートル以上の事務所などということで、その要件のほうを記載いたしております。

続きまして、また1ページめくっていただきますと、審査方法について書いてございます。

4ページ目、3、審査方法でございますが、（1）1次審査は書類審査ということで書いております。そして、採点結果に基づき上位から5者を選定するといたしております。また、1次審査の得点は2次審査に加算するというふうにしております。（2）2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）でございます。それによりまして、3行下でございますが、最優秀者1者及び優秀者1者を選定するとなっております。そして（4）番、真ん中付近でございますが、選定委員会の委員構成については、2次審査当日まで公表しないといたしております。

以上が公告内容の主なものでございます。

続きまして、八代市新庁舎建設設計業務プロポーザル実施要領について御説明いたします。

実施要領、1ページめくっていただきますと、目的から書いてございます。目的でございますが、大きな2番、敷地面積2万3928.55平米、括弧書きで都市計画道路中央線の面積を含むと書いてございます。そして（4）延

べ床面積、おおむね1万9000平方メートルです。と、(7)番でございますが、基本設計業務につきまして、片仮名のAですね、7番のAです。基本設計業務につきましては、八代市新庁舎建設工事及び景観を考慮した特別な外構工事に関する業務といたしております。また、

(イ)の実施設計業務につきましては、八代市新庁舎建設工事に関する業務ということになっております。続きまして(8)番、委託期間でございますが、先ほどと重複いたしますけども、平成30年8月10日金曜までと。基本設計につきましては平成29年10月31日までということにいたしております。下のほうです、(11)番、業務委託に関連し本業務の委託契約の相手方と随意契約する予定の業務としまして、内容的には八代市新庁舎建設意図伝達業務及び八代市新庁舎建設の工事監理業務というふうにいたしております。

1ページめくっていただきまして3ページでございます。

中段から下でございますが、大きな3番で、プロポーザル方式採用の理由としまして、新庁舎建設における設計者を選定する上で、設計者の柔軟かつ高度な発想力と設計能力、豊富な経験を求めることができ、設計段階において発注者や市民の意見を盛り込むことが容易であることから、プロポーザル方式を採用いたしております。

下のほうの表は主なスケジュールでございます。募集広告10月25日ございました。そして、その3つ下でございますが、参加表明者の参加表明関連書類の受け付け、こちらが11月17日金曜日で終わっております。で、2次審査でございますが、技術提案書の提出がことしの12月26日月曜まで、そして、ヒアリング審査が29年1月21日土曜日ということでございます。で、結果発表は、日曜日を挟みまして1月23日月曜日ということでございま

す。

また1ページめくっていただきますと、6ページになります。

6ページの(8)番、下段でございます。失格要件といたしまして、Aの選定委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合と、その下、エでございますが、エの2番目ですね。記載上の留意事項に適合しない場合。そういうことを失格要件というふうに記載しております。

1ページめくっていただきますと、上のほうです、(2)でございますが、そこで第1回の質問受け付けで受け付け期間は11月7日まででございました。そして、質問に対する回答といたしまして、ウでございますが、28年11月11日の午後5時までに回答いたしますということを記しておりました。で、参加表明書の受け付けでございますが、11月17日ということで、一番下でございます。1次審査の結果通知としましては、1次審査結果は、平成28年11月29日火曜日夕方5時までに公表するという出しております。

続きまして、8ページの(5)でございます。2次審査の質問の受け付けとしまして、質問がある方は12月15日までにお願ひしますということをしております。質問に対する回答は12月19日月曜日を予定いたしております。(6)です。技術提案書の受け付けは、28年12月26日月曜日までということでしたしております。

1ページめくってください。9ページでございます。

(7)番、一番上でございますが、プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施としまして、プレゼンテーション及びヒアリング審査は公開とするということで出しております。実施予定日は平成29年1月21日でございます。

場所のほうはまだ未定でございます。それから、目線を真ん中付近に持っていただきますと、2次審査の結果の通知ということで29年1月23日夕方5時までにホームページで公表しますということでいたしております。

大きな9番、下段でございます。審査方法としまして、審査は次のとおりとすると。(1) 1次審査、これは書類審査でございますが、選定委員会が審査事項に関する評価配点を決定し、事務局が参加者から提出された書類(参加表明書等)を採点すると。また、選定委員会は、採点結果を審査し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリング審査の対象者として、採点結果に基づき上位から5者を選定するとなっております。こちらが審査方法。そして、2次審査につきましては、プレゼンテーション及びヒアリングを行うということになっております。

続きまして、また違う項目になりますが、2枚ほどめくっていただきますと、八代市新庁舎建設設計業務公募型プロポーザル方式の評価要領というのがございます。この評価要領でございますが、めくっていただきますと、まず、大きな1としまして、技術提案書提出者の選定ということで1次審査です。こちらの留意事項としましては、管理技術者及び総合主任担当技術者が一級建築士でない場合はだめですとか、(2)でございますが、管理技術者及び総合主任担当技術者が提出者の組織に属していない場合もだめですと、そういうふうな規定を書いております。また、(4)でございますが、管理技術者または総合主任担当技術者がほかの担当主任技術者を兼任している場合もだめですとということで書いております。

2ページ、右側でございますが、評価基準としまして、こちらのほうに一応配点のほうを記載いたしております。配点としましては、事務局の実績及び地元育成への貢献という大きなテ

ーマでございます。そこで実績の種類、規模、件数など、また免震、制震などの有無を評価するというのが15点、そして、その下、地元設計事務所が参加した場合の参入方法としまして、参加者が単体なのか、設計共同体なのか、または協力会社として市内設計事務所に参入した方のその方法を評価し、実績に加算するということで、そこがマックス10点ということになっております。そして、その下、配置予定の技術者の資格及び実績ということで、専門分野の技術者の資格、こちらもトータル10点、そして、同種または類似業務の実績としまして60点、そして、配置予定技術者の繁忙度ということで5点、で、トータル100点満点で1次審査のほうを行うこととなっております。

1ページめくっていただきますと、評価基準というのがございます。2番、評価基準です。大きな2の③でございますが、事前審査した結果及びヒアリングの印象も含めた各委員の意見をもとに、各委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらを踏まえて改めて各者の評価を行うということでございます。技術提案書の内容ですが、その下、(1)でございます。課題テーマ1としまして安全・安心の拠点となる庁舎、課題テーマ2としまして全ての市民、利用者にとってわかりやすく利用しやすい窓口環境、また、さまざまな変化に対応できる柔軟性を持つ庁舎ということ、課題テーマ3、八代のまちを結ぶ市民の交流の空間となる庁舎、そして、課題テーマ4としまして維持管理費などの生涯費用を軽減することのできる庁舎というのをプレゼンテーションのテーマといたしております。

その評価点でございますが、右側、4ページでございます。業務の実施方針に対します的確性、実現性、創造性などで30点、あと、それぞれ、今申しました課題テーマにつきまして各

30点の合計150点と。1次審査を含めましてトータル250点満点で争っていただくということになります。

続きまして、八代市新庁舎建設設計業務プロポーザル技術提案書の提出要領というのがございます。こちらにつきましては、プレゼンテーションのときの注意事項が記載してございます。ですから、もうこちらは技術提案書の作成という、1番でございますが、プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するためにその取り組み方法について提案を求めるため、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではございませんというふうに記載しております。要は、こんな設計いたしますというのは、それはコンペ方式になるものですから、今回はプロポーザル方式ということですので、設計者を選ぶということになります。

あと、次のページをめくっていただきますと、それらに対しますそれぞれの注意事項につきまして、図面をつけて、こういうのはいいですよ、こういうのはだめですよというのを表示させていただきました。

次の新庁舎建設業務プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリング審査の実施要領としまして、まだヒアリング会場は未定でございますが、実施日は来年の1月21日、集合場所は各対象者へ別途通知しますということを出しております。

1ページめくっていただきますと、実施の方法でございます。ヒアリングは、対象者1者につきプレゼンテーション20分及びヒアリング20分とするということ。そして、片仮名のエのほうですね、ヒアリング審査は公開でやりますということです。あと、禁止事項としまして、(7)番ですが、アの企業名、個人名が判別される服装や言動をした者、提出した書類以外の資料でプレゼンテーションを行った者、そういうのは禁止ですよということで書いており

ます。

右側のページになります。こちらは、業務委託の特記仕様書でございます。内容につきましては、最初の公告内容とほぼ同じでございますが、下のほうですね、一番下です、(3)番、施設の条件としまして、床面積がおおむね1万9000平米であること、そして、主要構造というのは、今回の委託した業務によって決定する。要は、耐震構造なのか、免震構造なのか、制震構造なのかという、そういう構造系は今回の設計で決まるということでございます。

1ページめくっていただきますと、建設の条件という4番です。真ん中よりも若干上ですが、4番の建設条件としまして、建築工事費としまして95億円程度とする。工事期間は平成30年度から32年度までを予定しますということでございます。

また、設計の条件としまして、(1)のAですね、受注者は当該設計業務の遂行に当たり、工事施工にかかわる工法選定を行う上で、汎用的な工法を含めて工法検討を行うこと。つまり、下のほうに書いてございますが、特許取得工法は原則活用しないことということでございます。そして、イです。受注者は当該設計業務の遂行に当たり、コストの管理により生涯費用を考慮に入れたコスト縮減に配慮を行うこと。そして、ウでございますが、市内在住の施工技術者にも工事に参画する機会が公平に与えられるよう、工事発注の形態を視野に入れた設計上の工夫をすることというふうな条件で契約するところでございます。

また、6番のその他の条件でございますが、市民の意見を聞くために必要な資料の作成及び意見の取りまとめや設計に関する各種打ち合わせ記録を作成すること。そんなことを書いております。そして、後から御説明いたしますオフィス環境整備支援業務委託の委託者として協力し設計を行うこと。そして、その他、(3)番

でございますが、そのほかに、今回の設計期間中には既存庁舎の解体工事でありましたり、外構工事に関する実施設計業務というのもありますので、その辺にも協力をするようにというようになことを記載いたしております。

それから、1ページ、2ページ、3枚ほどめくっていただきますと、9ページでございます。下段のほう、こちらは、その他業務の履行に関する条件としまして、設計条件としまして、設計図書に関しての軽微な変更については、約款の規定にかかわらず業務委託料及び履行期限の変更はないものとするというふうなことをうたい込んでおります。

以上が、今回公告いたしました内容の主なものでございます。以上です。

続けてよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） 先にこれをやりましょうかね。これが終わってからにしましょう。

ただいま谷脇新庁舎建設課長のほうから御説明をいただきましたが、ここで皆さん方の御意見を伺いたいと思います。御意見ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 済みません、今、委員長が意見という話だったんですが、質問でもようございますか。

○委員長（前垣信三君） はい、質問でも結構です。

○委員（亀田英雄君） 冒頭に委員長がお断りの話があったかと思いますが、その時期というのは、委員長、副委員長が説明を受けられたのは公告の後だったという話ですよ。时期的なものをもうちょっと教えてください。ちょっと私が、確認、わからなかったもんですけん。

○委員長（前垣信三君） 25日に公告をいたしましたということで、その日のうちに委員長、副委員長には谷脇課長から説明を受けました。

○委員（亀田英雄君） 公告の終わった後とい

うことの説明と。何で聞くかと言いますと、この話がですよ、どこまで議会の意見が入るのかということ若干、何といたしますか、入るものというふうに私は思ってたですよ。じゃなくて、もう公告までいったということは、これは執行部の専権だと。ここは議会の意見を聞く場面じゃないんですよという解釈のもとにそのような手続を踏まれたと理解してよかったですかね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） その前の特別委員会のほうでもお話しいたしましたけども、公告する内容について事前に委員さん方にお話しすることはできませんということをお話しいたしました。しかし、その前に各委員さん方からいろいろと特別委員会では御意見をいただき、こういうことを配慮しなさい、こういうふうなところをちゃんと見ときなさいという話を受けておりましたので、その辺も踏まえて、あとはもう執行部のほうで公告の形をとらせていただきました。

○委員（亀田英雄君） わかりました。それならば、ここに5000平米という、どこやったか、あったですよ、を経験した場面という、云々とあったですよ。これは、地元業者を入れてほしいというような説明があったことに対して配慮されて5000平米ということで理解してよろしいですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 地元業者の方も当然、その参入方法、今回、地元の参入ということで考えてはおりましたけども、一応、今度つくろうかとしております建物自体が約2万平米弱でございます。でありますと、その実績としまして小さなものだけではなく、ちゃんとそれなりの技術だったり経験が必要なものですから、そこで5000平米という数字にさせていただきました。通常ならば、大体つくろうと思っとる面積の5割から6割ぐらいの実績が必要というふうに聞いております。

○委員（亀田英雄君）　そこで、だけん、地元業者が入れるか入れんかで話の変わってくるもんですけん、そのような話をするとですよ。配慮してあるって話ならですたい。して、私たちが準備しとる、議会の話も聞いて万全の対策をしたけん、議会には説明することもないというような話だったもんですけん。配慮してあるはずだと。だから、できない部分については、これはできないということを話したほうがいいんじゃないかと、私は心配するものだからそんな話をさせてもらうんですよ。事細かに議会の委員におもねってしなさいという話じゃなくてですたい、でけん部分なでけん部分に、執行部のしなければならぬ部分はあって、ここには入れませんか、ここは取り入れましたという話ぐらいはですよ、委員長、副委員長と相談されて出されたほうがよかったっじゃなからうかなと。何もかんも配慮したと言いながら配慮されとらんならですたい、議会とのすき間が生じるじゃなかですか、最終的に。が、可能性があるじゃないですか。そのようなときにどう対応されるかですよ。そして、このように説明を聞いてもですたい、もうこれは全部執行部専権ですけんて、いろいろ質問してもですたい、結局、何にならん話じゃなかですか。もう終わった話ですけん。これはほとんど終わった話です。終わった話でもですたい、いろいろちょっと思うことはあつとですが、評価要領なんかですよ、評価要領。評価要領の３ページなんかですよ、こんな話は相談してもいい話じゃなからうかと思えますよ。もっといろんな評価要領の点数、——これはだつて、議会におもねる話じゃなかですもん。これはまだオープンにしてよか話ですたい。業者の評価要領なんかですたい。執行部だけで全部してしもうてですばい、最後になって、はい、どうぞと出されて、はあ、そうですかて言えればいいんですけど、その辺の話を心配して私は言っているんですが。もうちょっ

とソフトランディングするような話もあつていような気もするんですがね。ここは無理なんだというような話を。今、初めて聞く話ですけん。正式な場ではですよ。それらの話はですたい、議会に何らかの形で伝えるようなやり方も研究されたいかがかなと。それば、意見ば取り上げんけん悪か——、できないことはできないと言うてもろうてよかと思うとですよ。そこをお互い共通認識を持って進まんと、できるものと思つてできないてなればですよ、何かすき間がまた生じてきますよ。言っている意味、わかりますか。

○財務部長（岩本博文君）　今までもいろいろたくさん御意見をいただいてる中で、やっぱり円滑に進めるというところの気持ちを持って臨んでますけれども、まず、５０００平米の設定につきましては、大体２万平米ぐらいのものを建てるなら、建築サイドからのアドバイスとしては、やはりその実績、半分ぐらいはあつたほうがよからうということで、本来ならば１万平米前後の実績を求めるべきであるところを、そこは地元業者がなるべく入れるようにというところで、最低限のレベルまで執行部としては、落として、落として、５０００平米までと。それ以上落としたらいろんな、もともとつくるときに経験、建物の構造あたりからいろんな必要なものの設計が必要になるというふう聞いておりますので、そういうところにとつかったところがないところでの設計だったら、そういう無理が出てくる可能性もあるし、いろんな柔軟に対応できないようなところも出てきやせんかというところで、精いっぱいですね、執行部で地元業者さんに配慮できるのは５０００平米までのところかなというところで設定をさせていただきました。あと、それで、また結果を見てみようというような状況であります。

あと、評価についてはですね、これはまさに

その点数にかかわってまいりますので、この分についてはですね、やはりかなり秘密事項という部分になってくるところでございますので、なかなかですね、その相談というところですね、難しいかなという思いはいたすところでございます。

○委員（亀田英雄君） もし相談があれば、私は、この評価になるだけ建設費を抑えることでいうぐらいのテーマは入れますよ。簡単な話ですもん。そんな一言も全然入ってないですよ。だけん、そんなことを言いたかったから、ちょっとこの点について言ってみたかったんですよ。あつて、普通の話でしょう。

そしてですばい、初めの話に戻るとですが、公告してから委員会に言われてもですたい、どげんもならん話じゃなかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ごめん、もうちょっとしゃべつて。（「済みません」と呼ぶ者あり）

配慮したつて、地元業者つてあれだけ言いながらもですたい、できなかった理由のあるとならば、公告する前に報告なつとして進めてもらったら――。私たちが聞くとは、もうほとんど終わったところで聞く話だし、委員長さんあたりも、もう公告してから聞かれてもですたい、了承するもせんも、できんじゃなかですか。もうちょっとでけんだつたかなと思うとですよ。なぜそればされんとかなと。いつもがちゃんがちゃんになってからですたい。角の立つ話ばっかせんばんとですけん。こげん話にならんごてしてもらえばなと。あつて、何ば言うたっちゃ、これはもう終わつとる話ですけん。もうきょうは何か帰りたくなつてきた気のせんでもなかですよ。

はい、終わりました。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） せんだつても1回お話ししたかとは思んですが、評価の基準でありましたり、どういうテーマを出すとかいうのを事前にお知らせすることは、結局、

その情報が漏れた場合に、その片棒を担いだことになられるので、知られないほうがいいですよというお話をさせていただいたところだと思います。ということは、結局、業者さんがもしも少しでも早くその情報を仕入れたことによってその準備ができる、そういうのをなくすためには、最低限のところで情報はとどめておくというふうなスタンスでありますので、これを委員長に事前に相談するということは、私どもはできません。

さっき、またおっしゃられたコストの件でございますが、こちら、先ほどのテーマ、4つテーマがございましたが、その一番下の4番目ですね、維持管理などの生涯費用を低減というふうにございますが、この生涯費用というのはもちろんつくるときにインシヤルコストからも含めますので、そういうところでその提案をお願いしてるところでございます。

と、補足になりますが、5000平米云々ということでおっしゃいましたけども、ちなみに、鏡庁舎、千丁庁舎も4000平米弱でございます。結局、1万9000平米程度のものをつくるときに、小さな面積しかつったことない、要は、ビルをつくるのに木造建築平家建てしかつったことがないという設計者がした場合に、そういうところに頼むかというところもでございます。やはり実績はある程度必要です。で、3000平米以下になりますと、3000平米以下はいろいろ制限がかからないんですが、建築基準法、3000平米を超えたら壁とか柱とか床、はりあたりにいろいろ制限がかかってまいります。それと、消防法では、3000平米以上じゃないと屋内消火栓は設置しません。つまり3000平米以下のところでもオーケーよとしちゃいますと、屋内消火栓の経験値もないようなところがやってしまう可能性があります。そして、また、保健所あたりの審査も3000平米を超えると受けなければなりませ

ん。そういうところでいきますと、まずはそれ以上だと。そして、今回つくりますものが防災機能も有して、そういう機能性の高い庁舎をつくるということであれば、当然、建築基準法でいいますところの設備設計一級建築士の関与が必要ということであれば最低でも5000平米だということで、5000平米といたしました。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） 前回、その話しましたよね。で、談合になるとか何とかで。談合っていうとばそっちから言うことがおかしかと思うとですよ、大体。もう言いません。だけん、執行部で全責任を持つてするということの話だと思います。

ちなみに、5000平米以上の業者さん、八代におられるんですか、おられないんですか。地元に対象となる業者さんはいるんですか、いないんですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 私が聞いております範囲では、5000平米以上の経験値を持つ八代市に本社を置く設計事務所はないと聞いております。が、今回、評価をするに当たりまして、その会社であっても共同体であったり、協力会社という形で入り込みやすいような採点方法をさせていただいておりますので、そういう会社の育成という意味ではチャンスはあるかと存じます。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 今、亀田委員が言われるような部分で、もう終わった話ば今から何を話するんだろうなというところが実際はあって、ただ、1点、ちょっと確かにこの評価要領については、もう多分秘密事項であったりと

か、議員が関与してはいかんという執行部のいろいろですね、思いというか、そういうのがあって、確かにこういうのに関与できんだろうなって、見たばかりで思うとですけども、実際、この全体的に見たときに、その5000平米もそれぞれ考え方もあるだろうし、地場業者育成の観点から配慮した平米数なんだと言われればそうだろうし、ただ、おおむね1万9000平米っていうふうになったときに、業者さんたちは、結局、八代市が求めているものっていうとば具体的にイメージできるのかな。だけん、言うたら2万9000でもよからうし、9000でもよか部分も、極論を言えばですよ、出てくると思うとですよ。大分、そこがいろいろかけ離れてきて、設計さす人もどうなのかなというものもあるし、5000平米で経験値がない、そこを育成するっていうのは確かにごもつともなんですが、案外八代市で設計ばしよんなはる人で、一人とか二人でしよんなはるような会社が多かようなイメージなんですよ。仮にそこがさすときにどうなんだろうかっていうのも考えるし、そこを執行部がどぎゃんふうにして、そのイメージの湧くようなものにこれになり得るのか、なり得ないのかちゅうのは、その辺はどぎゃん考えとんなつとかなというのと、それと、実際ですよ、そのおおむね1万9000をそれぞれさすときにですね、——後から話があるのか、そこは話できないのかわからんですけど、本当に複数、これ、もう締め切り終わつとつとばってん、入ってこれるのかな、イメージが湧かないのについていう心配と、それと、結局、そういった漠然とした中で有利、不利で絵面のことば考えれば、これは基本設計の前の基本構想あたりにかかわつとつたような業者さんが有利になったりすると、これもどうなのかなというのがあつとですよ。例えば、だけん、仕様書あたりに我々がいろいろ口出せんというところもあるものの、実際問題、基本構想した

者は基本設計には入れないとか、実施設計には入れないという文言が、私はなかったように思うとですよ。そういった業者さんが仮に入ってきた場合に、おおむね1万9000なんていう漠然とした平米数の中で設計さす人が、設計イメージを湧かせなん。湧きにくい。ところが、基本構想にかかわった人がこっちに入ってくるとなれば、かなり有利に働くんじゃないかなって思うですよ、執行部とやりとりしとる分だけ。だから、そういうところを執行部はどぎゃん考えとんなるですか。単純な質問。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） まず、1つ目でございます1万9000平米というのが、今回のプロポーザルのヒアリングないしプレゼンテーションのときにイメージできるのかということでございますが、今回、ちょっと先ほどの説明も若干足らなかったかもしれませんけど、こういう建物をつくるんですっていうのをお互いに競っていただくのが、これはコンペ方式といいます。で、コンペ方式ならば、確かにおおむね1万9000だったならば、イメージができないっていう言い方もあるかと思いますが、今回は、ケーキ屋さんで言いましたら、容器にそれぞれのケーキさんの生クリームがついてあるやつがあって、全然デコレーションしてない状態で、それで生クリームなめて、じゃ、この会社にケーキをつくってくださいっていうお願いする、それが今回のプロポーザルですので、要は、誰につくってもらうかっていうのを決定するための今回は公募でございます。ですから、その人が決まってからその人と詰めていくのが設計ということになります。これが通常のコンペ方式と違うところでございます。

そして、もう1つの質問でございました基本構想をつくったところが有利ではないかということでございますが、基本構想につきましては、パブリックコメントで両論併記で出したと

きもありましたし、その後、8月の25日には、一応これで決定しましたということで、早々と基本構想につきましては表出しをしておりますので、研究しようと思われる方は基本構想のほうを見られてるはずでございます。当然、新庁舎の考え方として、市民検討委員会からいただいた御意見等を含めて、やっぱり基本構想がベースにあるのはしかりでございますので、今回、多分、私が先ほど課題のテーマを読み上げるときにどこかで聞いたフレーズだと思われたのが、多分、基本構想の中のフレーズがあったからだと思います。ですから、そういう意味合いでは、公平ちゅうか、チャンスといいますか、時間は十分にあるというふうに捉えております。

○委員（成松由紀夫君） わかりました。そのプロポとコンペの違いで、ケーキの全体像がコンペなので、イメージはコンペだとあれだけど、今回は生クリームの味とか素材とかその中身で、これがうまかけん、ここにつくってもらわんばんという話ですね。とか、ここのイチゴが太かけんとか、そぎゃんとでしょう。だけん、何となくそのプロポの意味はわかりました。

ただ、基本構想を読み込んであれば公平ですよというのは、私はちょっと難しいと思いますよ。実際、基本構想でやりとりしてた、——執行部でやりとりしてあると思うんですよ。基本構想ちゅうのは、まさにそこの八代の事情だったり、地域性だったり、例えば中心市街地がどうでこうでという事情的なものをやりとりした部分の業者さんが、この基本設計に入ってきてるということと、打ち合わせした後のペーパーもんばぽんて出されて、そればしっかり読み込んだるけん公平ですよというのは、少し無理があるかなという心配ば、私はしております。これは心配しよとですよ。だけん、そこはですね、少し考えていかなければならないのでは

ないかというのを、一応、意見としときます。
答弁あれば答弁してもいいですけども。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 補足で言わせていただきますと、基本構想のほうは昨年度中に終わるはずでしたが、結局、終わりきらずに繰り越しという形で、多分、議会のほうにも報告があったかと思います。ですが、繰り越しましたものの、繰り越しました期間、6月末までに結局決着をつけれなかったことから、基本構想は最終的には職員のほうでつくり上げて、それで出してることになりますので、それ以降のやりとりが、今の最終形のやりとりには入ってらっしゃらなかったというのが現状でございます。

○委員長（前垣信三君） ちょっと確認をします。

今、谷脇課長から説明がありました。期間的なものがあるって、基本構想自体、実は職員がつくりましたというお話をされましたね。基本的には職員さんが補正をされたんでしょう。職員さんがつくられたんですか。大事なことですよ。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 職員のほうで最終的な修正をかけました。

○委員長（前垣信三君） そういうことですね。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） はい、そうです。

○委員長（前垣信三君） でないと非常に問題ですよ。

○委員（成松由紀夫君） 私もちよっと思ってたんですよね。だけん、今、あれなんです、だから、基本構想は、職員さんがつくったと言うたらいかん。（新庁舎建設課長谷脇信博君「はい、済みません」と呼ぶ）基本構想は、最終的にそこに委託しとる部分だから、修正をかけた、そして、執行部のこういう部分はこうですよというところのアドバイザーがあったとい

うようなことで、私は理解します。

ただ、そのね、やりとりっていうことの有利性というか、が働かないように、やっぱりぜひ公明正大にせないかんというところで、この選定委員さんあたりがですよ、そこば公平に見えるわけだけん。けども、実際基本構想にかかわって、八代の地域性だったり、事情だったりというのを非常に詳しくなれとるところの業者さんに有利に働かないような部分をですね、ぜひ執行部からはその選定委員さんあたりに、本当に公平にやってくださいよっていうところは、事情はですね、説明は、私はしといてほしいと思う。そうしないと、何かね、そういうところに対して疑念が生じて、またああでもない、こうでもないと言われることにならんように、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（増田一喜君） 私はですね、今度の1万9000ちょっとのですね、規模でやるちゅうことで、その中に評価基準が5000平米以上とかといて、通常は半分ぐらいが妥当であるという中で、5000平米ちゅう少ない数に落としたちゅうことは、やはりできるだけ市内の業者さんたちも参加できるようにという配慮だろうと思います。

以前、何かの方からちらっと話を聞いたんですよ。ちまたで言われる15階建てとかそういう規模を想定されたのか知らないけれども、いや、規模的には我々でもできるんですけどねちゅうお話は伺っております。ということは、その2万近くになったって、それぐらいの規模はできますよという意味であったのかなという気はいたしますけれども、そこはそこで業者さんたちのいろいろなほかの事情もあるんでしょうけれども、これで5000平米までしてそういうことを言われておるから、私としては5000平米という数字が示されたことで、八代の業者さんたちも頑張っってそのあたりに応募さ

れたんだろうなと。これは締め切りが過ぎたみたいで、されたんだろうなと期待はしてるところでございます。できればそういう意味があるんであれば、積極的に参加していただければ、いろいろと話して、こうやって執行部のほうも配慮したという姿が出てくるんじゃないかなという気はいたしましたので、それはそれで評価できるんじゃないかなと思っております。

それに申請された業者さんとかいうのは、きょう、公表はでけんわけでしょう。締め切っただけであってね。今、するとまずいんでしょうからね。だけど、八代の業者さんたちも参加していただいてるということに期待いたしたいと思います。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 先ほどの続きなんですけど、この参加要件のところですかね、資格要件とか何か、5000平米というところなんですけど、今、増田委員が言われたのは、建築するところの話ばされたということで、今回のやつは設計の5000平米ですよ。やったことがあるっていう実績。で、先ほど亀田委員から質問があって、市内にその5000平米以上のやつばしたことがある業者がおるとですかっていう話ばしたらいないという話なんですかね。確認です。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 私が聞いとる範囲ではないかもしれないということです。だけん――。

○委員（野崎伸也君） 先ほど、説明の中では、5000平米まで落としたのは、議会に対する配慮があって、なるべく地元業者に入ってもらいたいという思いから5000まで落としたんですよっていうような話をされたんですけど、かなり矛盾ですよ。市内にはいないというふうに自分は聞いてますという話なのに。何で、それじゃ5000にしたんですか。（新庁舎建

設課長谷脇信博君「はい」と呼ぶ）まだ、しゃべってます。おかしかでしょう。配慮しとらんじやなかですか。岩本部長、どぎゃんですか。おかしかでしょう。一番最後の委員会のときですたい、私は念ば押して言うたっですよ。こればね、公告ば出すときに、委員長、お願いしますよと。確認してからね、出すようにしてくださいねって。だけんが、委員長はきょう、始まる前、冒頭にですよ、謝らしたっじやなかっですか。それができんだったという思いで。角の立たんごてしていきましようよって言ったじやないですか、だって。部長、言うたでしょう。配慮しとらんじやないですか、全然。違います。ばかにしとるじやなかですか、あつて。何回も何回も言うてきたて。おかしくないですか。わざわざ何でこぎゃん角の立つごたことばつかすつとですか、本当に。早う建てんばん、早う建てんばんて言いなっけんが、一緒にやていきましようねって、最後言うたじやないですか。みんなで一緒にやれるような進め方しましようねっていうお願いしたでしょう。岩本部長、どぎゃんなんですか。

○財務部長（岩本博文君） そうですね。一生懸命考えてですね、やっぱり地元業者さんに配慮してくださいというような要望は、ずうっと最後まで私たちも頭に入れて検討はしてます。それで、5000平米まで、その前後でいろいろ揺れた形跡もありますけれども、最終的には5000平米。そして、結果としてですね、その業者さんが、私たちが知ってる段階でおらんとじやなかかなというような情報ももらってますけれども、それは我々が知り得るだけの範囲であって、もしかしたら違うところでいろんな経験をなさってる可能性もなきにしもあらずというところもありましたので、5000平米というところで落ちつきました。だから、最初からですね、もうありきではやってません。

○委員（野崎伸也君） 実に不誠実だと思ってるんですよ。5000平米っていうね、そこにしましたという話なんですけど、もしかしたらいるかもしれないとか、調べてもおらんじゃないですか。おかしいでしょう。いるかもしれないっておかしかでしょう、だってそれは。本当、不誠実ですよ。ほとんどいないというのは、かもしれないというのはわかりながら5000にするというのは。

○財務部長（岩本博文君） わからないというところが正直なところですよ。公共事業でありましたら、私たちもデータを持ってるんですけども、民間さんでやられてるほかの事業というのは、我々も把握する手だてがないものですから、そこはだからちょっとわからない状況と。

○委員（野崎伸也君） 調べるね、あれを持ってないという話なんですけど、今どき、そぎゃんことは通用せんですよ、あって。どぎゃんでん調べられるでしょう、だって。だけん、配慮の足らんって、不誠実ですよっていう話ばすつとですよ。だって、さっき言いなはったばつてんですたい、5000平米したことな業者さんばっかりだろうと。ただ、何社か組めばね、できるかもしれんって。でくつとですか、本当に。入られんでしょうもん、あって。そぎゃん外したかったっすか。（新庁舎建設課長谷脇信博君「はい」と呼ぶ）まだしゃべってます。

（委員長前垣信三君「谷脇課長」と呼ぶ）まだしゃべってます。外したかったですか。自分たちはやっぱりこぎゃん、せっかくですよ、何十年に1回しかつくらんごたもんばですよ、前も言ったつすけど、地元の業者さんにしてもらって。それで経験ば積んでもらって、よそに出ていってから仕事してもらうごてですたい、八代の業者が大きくなるごてと思うてから言いよつとですよ。全然そぎゃんと配慮なかじゃなかですか。何回も言うてきた、委員会の中で。おかしくないですか。地元業者ば育てんばん、育

てんばんと口じゃ言うばつてん、全然入れもせんじゃなかですか、ここで。せっかくみんなと一緒に早くつくれるようにやりましようと言つてきたのにですたい、何でこぎゃん角の立つことばつかすつとですかね、本当。やり方がどうも気に食わんですよ。

○委員長（前垣信三君） 執行部。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 1つには、5000平米以上つてしたのは、さっき具体的に建築基準法でありましたり消防法でありましたり、そういうふうな市民の財産としてつくるものていうのが、ある程度の技術力がなければならぬ、経験値がないとできないというお話は、さっき、させていただきました。で、そこで理解していただけたものと思います。（委員野崎伸也君「理解しとらんけん、言うてですよ」と呼ぶ）

何をつくりたいのかということについて、それがやっぱり一番の問題でございまして、市内の業者、ひょっとするといふかもしれません。いないかもしれないといふところですよ。確かに調べようはありませんでした。

もう1点が——（「調べようのなかて、調べとらんとやろ、あって」「おらんとはわかつとつとたい」と呼ぶ者あり）今、しゃべっておりますがよろしいでしょうか。（「谷脇君、角の立てんごて言えよ」と呼ぶ者あり）で、そこが一番だと思っております。要は、ある程度の、最初のプロポーザルの説明いたしましたように、経験値と発想力とということが一番大事だといふこととございまして、ある程度の経験は求めました。

あとは、市内の設計事務所は、大体一人ないし二人ぐらいでされております。基本設計と実施設計、大体、これで書いてましたとおり平成30年の8月には完成させなければなりません。それが、仮に二人、三人のところのできるのかつていふのも1つのネックになるのかと思

います。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ちょっと待ってくださいね。今、谷脇課長の説明の中で、ちょっと委員長として確認をしておきます。

市内業者を調査されるときに、基本的には建築士事務所を開設していなければいけない。当然、八代市には建築士事務所協会の八代支部がありまして、約20名近くの会員がおります。調査をされるならば、そういった事務所協会あたりと相談をなされると、もっと5000平米云々という話も、できるできないという話もあったとは思いますが、そのあたりの関係団体には事前に交渉なり相談はされましたか。確認です。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 今おっしゃられた組織団体の方には一応お話は伺いました。で、結局、基本設計からとっていけば、基本、実施、そして、設計の、今ここに説明しましたように施工管理までありますので、5年間ぐらい拘束されるというのに対して、ちょっと厳しいと。八代市内の設計事務所は、今、ちょっとその5年間拘束されることが厳しいということはお話として伺いました。

○委員長（前垣信三君） わかりますが、例えばその5000平米と決めたその平米数は、例えばその事務所協会あたりで5000平米の経験がありますかとかいう確認はされましたか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 公告前にわかるような話ではできませんので、その辺の話はしておりません。ただ、可能かどうかということだけでして、何平米のどうのこうのという話はいたしません。

○委員（増田一喜君） さっきは、私は建築の話をした。設計にしたって、設計の話であれば、これだけの実施経験があるというの、それをどんどん下げてきたということは、これ以上下げたって、結局、基本的にはこれぐらいの経

験でないとかいう公共物をつくるにはまずいですよねっていう中で5000ぐらいまで下げたというふうに思ったんですよね。もっと下げていいというのであれば、下げても、それが別段おかしくはないんだと。全く何の違和感もないんだと言われればそうでしょう。下げてもいいんでしょうけど。逆に言ったら、それだけの経験のない八代の業者さんにさせてもいいんだと。だけど、それだけじゃ済まないわけでしょう。それから先のもろもろの条件が整わないと、やっぱり行政としてはそんなに誰でも彼でもみたいな発注のやり方はできないわけでしょう。そういう意味でこの最低、ここで考えた5000なんだろうなと思うんですよ。そして、それから、私たちも市内の業者さんをできるだけ使ってくださいと、経験させてくださいというのは、初めてすると、全然経験がない業者さんがそこに飛び込んできて、そして、やりますと言ってするんじゃなくて、経験がないから経験を積ませるために、私が言ってるのはJ V組ませたらいかかかなと。そしたら、その中で一緒にやっていって経験を積んでいかれる。やっぱりできるところが引っ張っていきながらという、そういうその構図ができれば、八代の業者さんたちもどんどん勉強していって、今度は自分ところ1社でもできるぐらいの経験積んだり、それだけの能力を持ってこられるだろうと、私はそう考えますよね。

だから、それでも、要するに協力会社となれますよという部分はあるからですね、自分単独とか、八代の市内の人たちだけでJ V組んだって、そこに、要件に満たないと。それだけの経験値がないんだと言うのであれば、それは参加したくてもできないでしょうし、だから、どんどん協力会社としていって、やってもいいんじゃないかなと思うんですよね。これ、要件の中に入るから。だから、別にここらあたりは、もうそれだけハードルを下げてきてるんだから、

それを乗り越えるように、それは参加したい業者さんは一生懸命に頑張って参加されればいいんじゃないかなと。やっぱり公共工事としては、役所としては、ある一定の基準はあるんだから、それはきちんと超えるような体制はつくっていかないと、ただ、ただ、八代のために発注しますよで、できればはどうだろうかと、そんな心配して発注するようなもんじゃないと思うんですね。だから、私は、これでいいんじゃないかと考えておりますけどね。そういうことでしょう。これはどんどん簡単に下げれるものなんですか。民間じゃないんだ、公共工事なんだ。だから、そこだけハードルをどんどん下げていいんでしょうかね。必ずしも、できない状況の中で八代の業者さんにさせんばんという意味でどんどん下げていったいいのかなと。それはやっぱり疑問がありますよね。その点であれば、一定の最低のハードルですよっていうところまで下げたことに対しては、やっぱり精いっぱい頑張られたんだなという気はいたします。

意見です。

○委員（山本幸廣君） これは執行部、今、増田委員が言われたのはですね、建築の設計関係資格については、全国国家の中で、公務的な中ですね、認定をされるわけですから、八代の一級建築士持っとろうが、東京の一級建築士持っとる方というのは、中身は一緒なんですよ、認可を受けるわけですからですね。そういうことでひとつ理解をしなければ、しきらんから下までおろしてということじゃなくしてですね。また、もともとこの先ほど来、冒頭からその意見が出るように、説明を早くしとれば何のことはなかったって、谷脇課長な。私から言わせれば。私もその委員でありますけども、なるだけなら早く報告しておけば、このとおりでよかったし、そのときも意見が出て修正があったかもしれない。そこらあたりの配慮という

のがなかったというのは、これは現実に認めていただきたい。私もこれ見たときにですね、もうはっきり言ってから、これ、すぐ私もある人に見せましたよ。こういうことで5000平米というのをですね、きちっとした数字を出したならば、それはもううちに該当するとは誰もいないですよということです、あとはその能力関係も含めて、先ほど来、その味の話をしましたけども、やはり東京の人が沖縄の味なんかほとんどつくりきらないですよ。やっぱり沖縄人は沖縄人としてのやっぱりその味、味覚というのは物すごい鋭い。八代も一緒なんです。東京の人が来て、八代に来てからですね、味をですね、八代の市民の味というのはなかなかわかりませんよ。時間がかかりますよ。そういう中ですね、今、先ほど来から聞いておったんですけども、もう既に終わった時点でいろんな議論しても同じなんです。そのやっぱり冒頭に執行部の考え方が、私は、この特別委員会ですね、これだけやっぱり基本構想でも議論してきたし、先ほど来、谷脇課長も岩本部長も言っておられたんですが、基本設計をする中で、今回についてはただこの人を決めるだけなんですよという、そのニュアンスで受けとめたんですけども、私は、基本設計というのは、やっぱりいろんな、——その特別委員会は何のために特別委員会をつくったのかということ。これは市民の代表の中ですね、特別委員会は前に進んでいきよるわけですので、そこで議論するのも一番大事だっただろうというですね、公告する前にですね。これだけははっきり言っておきたいと思います。もうだけど、終わって、どころすれば業者が決まったのかもしれないけども、そこらあたりについては私も何言うことはないんですけど、あとは楽しみにしております。もう何も言うことはございません。

○委員（村上光則君） 今まで、谷脇課長も知っとるごつ、私も地元、地元と言うてきました

っですけど、やっぱり何で地元がちゅうならば、やっぱり仕事をしたら、やっぱり税金を落とすじゃないですか。八代に対して非常に得なことじゃないですか。だから、今、冷え切ったところにですよ、やっぱり地元にさせてくれというようなそういうお願いなんですよ。もしもよそにさせてもですよ、それは税金は落ちらんでしょう、何も。だから、1者でできないちゅう場合は、2者でも3者でもできるような仕組みをあたたちがずっとが仕事じゃないですか。それをできないような、さっき言われるように、その反対の方向ば今、考えとんるけんです。なぜそういうふうを考えらるっとだろうかと、不思議に私は思うとです。

今、山本委員、——今、代表が言うたように、もう言うたって始まらんことばってんですね、そぎゃんならばですよ、どぎゃんしてん、私はもう絶対同意はできませんからですね。皆さん方はどうかわからんけど。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。執行部、何か答弁がありますか。

今、委員長としてまとめますと、基本的には、この提案書を出す以前にある程度のこの委員会なりの相談があってもしかるべきではないかということであったかと思います。私も、委員長、副委員長としてそのあたりを非常に悔やんでおりますが、もう告示された後での説明でありましたので、早い期間にこの委員会が持てればですね、あるいは修正なりするかがある可能性もあったとは思いますが、現実のところ、18日で全て終わっておりますので、今さらどうこうお話をしても仕方がない。本日は聞く程度かなと思ひながら、皆さん方にお集まりをいただきました。

○委員（橋本幸一君） 要望でよろしいですか。先ほど、成松委員、そして、今、山本委員も言われたんですが、やはり基本構想に参加された業者というのは、非常に、何歩かリードさ

れていると、私もやっぱりそういう実感を實際持っております。また、いろんな勉強会もされてるというような、過去にあったわけございまして、そのような中でですね、やっぱり透明性、公平性というのをしっかりそこは行政としては持っていたきたい。やっぱり豊洲の問題もそうであるし、数年前の鹿児島、出水市の庁舎問題もそうだし、いろんな基本設計業者の選定というのは、市の関心があるわけですね。特にこの八代市役所の庁舎というのは、やっぱり高額な物件でありますので、それについてはぜひとも公平性、透明性、そして、しっかりやっぱり説明のできるようなプロポーザルでやっていただきたいとお願いしておきます。要望しておきます。

○委員長（前垣信三君） それでは、もう1件のほう、八代市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託プロポーザル実施要領について説明を求めます。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） それでは、もう一つございます新庁舎のオフィス環境整備支援業務委託プロポーザル実施要領について御説明いたします。また、先ほどと同じように概要のほうを説明いたします。

1 ページ目でございますが、今回の履行期限は契約の翌日から平成33年3月31日までの5年間を予定いたしております。5年間の総額3177万4680円を予定価格といたしております。

1 ページめくっていただきますと、そこは参加資格要件でございますが、参加資格要件で1 ページめくっていただきますと、6番、日本国内において過去10年以内に床面積5000平方メートル以上の事務所等の新築または改築に関する業務委託の実績を有していることということで要件を出しております。

その下、5番でございます。スケジュールですが、公告は10月28日で行いました。参

加表明は11月11日金曜日が締め切りでございました。また、企画提案書の提出期限が12月の2日、そして、プレゼンテーション及びヒアリングは12月の10日土曜日に開催する予定といたしております。

続きまして3ページでございますが、こちらの参加表明に関する留意事項ということで、こちらの3ページの下の方でございますが、様式4のほうに過去10年間の実績を書きなさいよとか、業務の実績は元請として受注したものを対象としますよというようなことを記載いたしております。

1ページめくっていただきますと、4ページ、5ページでございますが、4ページ中段、8の参加資格審査の通知でございますが、こちらは、書類審査の後、上位3者程度を選考いたしますと。で、そちらのほうの残りました3者程度の会社におきまして、5ページでございますが、提案書を出していただきまして、テーマにつきましては真ん中付近でございます。7番の提案書、テーマ1、全ての市民・利用者にとってわかりやすく、利用しやすい窓口環境について、テーマ2は、市民活動や市民の憩い・交流等の空間の創出について、3番、機能的な執務空間の創出について、そして、4番が自社の独自性・優位性についてということでの企画提案書を出していただき、プレゼンテーションを行うところでございます。

6ページにめくっていただきますと、10番、プレゼンテーション及びヒアリングの実施ということで、開催日は平成28年12月10日土曜日、場所につきましてはまだ決まっておりません。時間構成でございますが、1者当たり40分、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内といたしております。

続きまして、下のほうですが、11番、企画提案審査及び通知の部分でございます。(3)番、企画提案における評価項目、評価基準、評

価割合は以下のとおりいたしますとしております。①会社の業務実績が10%、②配置予定技術者の業務実績が24%、そして、③技術提案が36%、④業務工程の整合性が20%、そして、⑤プレゼンテーション及びヒアリングが10%、つまり100点満点で出しますと、10点、24点、36点、20点、10点の配点となります。

続きまして、オフィス環境整備支援業務委託の仕様書でございます。

仕様書のほうを見ていただきますと、内容、重複いたしますが、1ページめくってください。2ページでございます。

下段の7番、業務対象及び実施要件としまして、(2)番に書いてございます。八代市の新庁舎の基本構想をベースとして、①新庁舎の床面積おおむね1万9000平米、新庁舎の勤務想定職員数約700人ということを出しております。

右側のページでございますが、成果品につきましては、真ん中付近です、(2)の③でサインの基本・実施設計、そして、新規の備品購入のリストだったり、③番、転用可能な備品のリスト、そして、備品の概要予算書。

要は、こちら、5年間、どんな事業をするかと申しますと、1ページめくってください。9番の実施手法でございます。こちらに記載してございますように、平成28年は、今年度は、オフィス環境整備の基本計画をつくっていただきます。ですから、基本計画の策定、同様に現状の調査を行っていただきます。平成29年度は、執務空間のレイアウトの基本設計、そして、サインの基本設計です。サインといいますのは案内表示でございますが、案内表示の基本計画をお願いしたいと思っております。それから、平成30年から31年につきましては、新庁舎のサインの実施設計と。そして、平成32年は移転計画。先ほど申しました使える備品と

新しく買う備品の精査を行った後の使える備品の移転計画、それと、新規の備品の配置計画などをお願いするというのが今回の公告いたしました業務委託でございます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） 今、説明が終わりました。御意見及び質問はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 最後の今、4ページ。本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務にかかわる内容は市の許可なく第三者に漏らしてはならないと。どのようなレベルの情報を考えておられるんですか。と言いますのがですよ、このぐらいで秘密が守らるっとならですたい、私たちもその前に教えてもらえれば黙りますすけん。ということ言いたかつですよ。私たちが知れば、談合とか何とかで平気で言うですたい。失礼な話。いい話じゃなかつですよ。議員さんたちに教えれば情報が漏れるとか。言葉にはちょっと気をつけて話ばしてもらえばよかばつてんが。いうふうに考えました。

途中で要らん話をしましたが、今、質問のことについてお答えをいただきたいと思います、委員長。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 今の質問は、どんなふうな情報かということ（委員亀田英雄君「レベルの話」と呼ぶ）でございますか。

プレゼンテーションしていただきます上で、いろいろ市の情報あたりを確認されに来られるはずでございます。実際、ここはどうなってるんでしょうかとか、今の状況。当然、中のほうも見ていかれるでしょうけども、その辺で知り得た情報は第三者には言わないでくださいねという縛りでございます。（委員亀田英雄君「書いてあるしこですたい」と呼ぶ）はい。

○委員長（前垣信三君） ほかにはございませんか。

○委員（増田一喜君） 大したことじゃないん

ですけど、誤字脱字の中だろうと思うんですよ。この最初のページ、2ページ目ですね。前のほうの2ページ目。5のスケジュールのところの質問受け付け開始とその上の参加表明書提出期限、10月28日から11月11日と11月4日としてあるけど、これは、言うたらずっと時系列、表には書いてあるんですけど、そこから見ると、4日というのは14日の間違いかなとふと思ったんですけども、じゃなくて、ただ左側のほうのを書いたからそこに数字を入れて、11月4日までですよということなのか。そこのところですよ。間違いなのか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） それの受け付け期間と申しますのは、参加表明しようかしまいかと考えてらっしゃる事業者の方が、今回の業務委託の仕様書とかこの実施要領を読まれて、わからないことがあったらその質問は11月の4日までにお願ひしますという意味で11月4日で締め切っております。それを受けて11日までに提出なさったと。

○委員（増田一喜君） ということは、ここは、この左側のやつは、こっちのほうの順番としてずっとこう書いてあるわけですね、上から順にね。そして、こっちは実際の日にちを。じゃ、間違いじゃないちゅうことですね、これは。はい、わかりました。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（山本幸廣君） これはもう執行部にお願ひなんですけども、要は、その参加資格要件の中でプロポに参加される方々に対して、今までの委員の方々の意見も言われた中で、その方々にですね、しっかりとこの資料というのを何回も読んでいただいて、そしてそれを守っていただきたいと。これは、逆に我々委員からその参加される方々に対して言っていきたいというのを、谷脇課長、お願ひしときますね。これは要望です。強い要望です。ですね。我々じ

やなくしてから、委員じゃなくしてから、参加される方々に対してこの要綱というのはしっかり守ってほしいと。第三者には絶対漏れることはしていただいては困りますよという、その強いですね、声を執行部から出してください。お願いをしときます。

○委員長（前垣信三君） ほかにございますか。

○委員（橋本隆一君） 確認ですが、その基本設計をされる場所とこのオフィスをされる場所は、同一業者または同一系列のでも構わないということで理解していいのか。別々でここにしたらここはできないよということなんでしょうか。ちょっと初歩的なあれで申しわけないんですが。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） もう全然業種が違うというふうにお考えいただいて結構だと思います。要は、車屋さんと設計士さんみたいに違う。そのくらい違う世界でございますので重複いたすことはございません。（委員橋本隆一君「ああ、そうなんですね。はい、わかりました。済みません、そういう建設関係には疎いもんですから」と呼ぶ）

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 済みません。これ、こういう業務委託を受ける会社というのは、八代市内にもありますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 一応、要件の中には過去10年間に5000平米以上のそういうオフィス環境の支援事業をした経験があれば受けれるかと存じます。

○委員（野崎伸也君） ないということですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） わかりません。

○委員（野崎伸也君） 6ページ、一番下です。11番の企画提案審査・通知ということ

で、評価のところですね。点数割合がありますけど、⑤番のプレゼンテーション及びヒアリングに10点配点されてますけど、これは何ですかね。うまくプレゼンした方が10点もらえるという話ですか。これの業務の一番重要なところは技術提案とか業務工程の整合性とか、そこから辺じゃないんですか。うまくプレゼンできたからそれに10点あげますよというのはおかしいんじゃないんですか。さっきも言ったんですけど、何が目的でしてるんですかって話なんですよ。どこに目的を持ってやるんですかって話なんですよ。

いいです。以上です。意見です。（「質問したろ」と呼ぶ者あり）質問じゃないです、意見です。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） このサインですよね、サインは非常に何かな、庁舎視察して回ったときに、やっぱり視覚の障害者の方であったりとか、それとか、肢体不自由者、いろいろな福祉関係のですよ、方々がやっぱり一番このサイン関係を非常に頼りにされて動かれてるというのがやっぱりあるのですね、で、何かな、仕様書の中に現状サイン調査というのが入ってるようなので、ぜひともその福祉関係の方とか、そういう方と業者さんがしっかり連携して調査しなはつとでしようけど、やっぱり福祉関係のやっぱりそういうこう、方々に配慮したですね、こともやっぱりしっかり頭に入れて、こう、やってほしいなというふうに思うんですよ。ぜひそれは要望です、お願いしときます。

○委員（矢本善彦君） 最終的にこんなして資料をいただきましたけど、よく聞かれるのが、何階建てがでくつとかいと。市民は。それ、いつわかるとですかね。今、段取りしたら、いつ。聞かれるとたいな、やっぱり。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 基本設計が

終わったときにはわかるはずです。（委員矢本善彦君「それ、何月かい」と呼ぶ）ここに書いてましたように平成29年の10月31日です。（委員矢本善彦君「29年の10月」と呼ぶ）はい。（委員矢本善彦君「そっぱ言うとかんばな。はい、よかです」と呼ぶ）

○委員長（前垣信三君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 少し確認をしておきます。もし答えなければ答えなくても結構ですが、もう両方とも終わってますよね。で、手を挙げられた業者さん、別に名前は要らんですが、何者ぐらいは話が出てますか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 設計業務のほうで6者でございます。そして、オフィスの支援業務のほうで3者でございます。

○委員長（前垣信三君） それ、皆さん方、共通認識を持たれていいかとは思いますが。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、ほかにないようでございますので、八代市新庁舎建設設計業務公募型プロポーザル等についてを終了いたします。御苦勞でございました。

済みません、次回の委員会開催について協議を行いたいと思います。御意見ございますか。例えば執行部、業者さんの選定が決まる、いつごろ、日にちは書いてあったかな。21日かな。その前とか前後に何か委員会を開く必要がありますか。基本的に、今、お聞きすることは、プロポーザルの内容を聞きましたし、あとは成果を見てみらんと何とも言えませんよね。

○委員（橋本幸一君） 12月の中にすりゃいいんだろう。定例会の。

○委員（亀田英雄君） 予算のなかけん。

○委員（橋本幸一君） 何もなかですね。

○委員長（前垣信三君） 何もないです、はい。

○委員（亀田英雄君） 質問をしてよかですか。財源ちゅうたらいかんばってん、何ば起債すつとかていうとばそろそろ決定せんばいかんちゃんかですか、大体。起債の内容ですたい。財源で言えばおかしかけん。借金の内容です。

○委員長（前垣信三君） 申しわけありません。小会とします。

（午後2時58分 小会）

（午後3時03分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻したいと思います。

ただいま御協議をいただきましたとおり、次の委員会、適時開催することとし、開催日は開催通知により周知することといたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

（午後3時03分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年11月24日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長